平成２９年（フ）第１２４号
佐賀市兵庫北５－６－４　サーバス兵庫北103、住民票上の住所佐賀市鍋島町大字蛎久342番地３
破産者　石丸　慶一
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２７号
鹿児島県鹿児島市中山２丁目13番40号　ラフレシールＢ301号
破産者　小園正太郎
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４８号
鹿児島県肝属郡肝付町前田518番地
破産者　福亭食品こと　前田　淳一
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第５１号
鹿児島県志布志市志布志町志布志2172番地１ポートヒルズ201号
破産者　岩元　和弘
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第５３号
鹿児島県志布志市志布志町帖6441番地
破産者　木村慎太郎
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第４９号
北海道苫小牧市字勇払132番地　公住１－203
破産者　中根亜希子
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１００号
北海道苫小牧市日新町５丁目３番14号　大雪寮122号室
破産者　大林　敬侑
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１０号
岩手県北上市大堤北２丁目３番３－106号県営大堤アパート、開始決定時の住所岩手県北上市若宮町２丁目10番５号　サン・シティＭ103号
破産者　家子　勝則
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第１１９号
秋田市楢山太田町10番２号
破産者　越後　則子（旧姓石橋）
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５３号
兵庫県揖保郡太子町矢田部416番地７
破産者　河内　靖司
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第４９１号
広島市中区江波東１丁目20番19号
破産者　北浦　正男
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６４号
広島県尾道市因島重井町6858番地
破産者　大出　勇一
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第２０号
広島県庄原市戸郷町60番地３　庄原ハイツＡ４号
破産者　平田　廣子
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第７７号
山口市堂の前町５番12号、開始決定時の住所山口市道場門前２丁目４番１号
破産者　藤本　道男
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７８号
山口市堂の前町５番12号、開始決定時の住所山口市道場門前２丁目４番１号
破産者　藤本　廣子
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２２６号
佐賀県佐賀市朝日町５－45－23　レオパレスそらまめ205号、住民票上の住所北九州市八幡西区西鳴水２丁目23番８号
破産者　伊澤富士夫
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３７０号
北九州市小倉北区浅野２丁目12番４－303号
破産者　今村　和夫
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２３０号
佐賀県鳥栖市幡崎町966番地　リンデンハイツ101
破産者　高野郁美子（旧姓田島）
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７７号
佐賀県鳥栖市萱方町206番地65
破産者　永瀬　裕基
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係